浜松市物価高支援給付金担当

令和 6 年度浜松市住民税非課税 世帯に対する物価高支援給付金

住民税非課税世帯

確認書

提出期限:令和7年3月31日(月) [当日消印有効]

誓約・同意事項

給付金額(1世帯あたり)

30.000円

- ●世帯主が下記の①及び②の誓約・同意事項を確認のうえ、署名又は記名押印をしてください。 (代筆可。代筆のみの場合、代理人申請欄の記入は不要です。)
- ◆下記の①及び②の両方に当てはまる場合に限り、本給付金を受給できます。
- ●代理人が誓約・同意・受領する場合は、代理人が代理人の署名又は記名押印をし、D面4に記入 してください。

①:世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

②:世帯の全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。

※誓約・同意した内容が誤っている場合は、本給付金を返還していただきます。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、親族に確認してください。

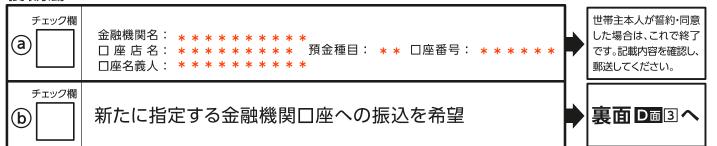
※提出期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり、浜松市が定める提出期限までに必要な修正が されない場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなし、給付金は受給できません。

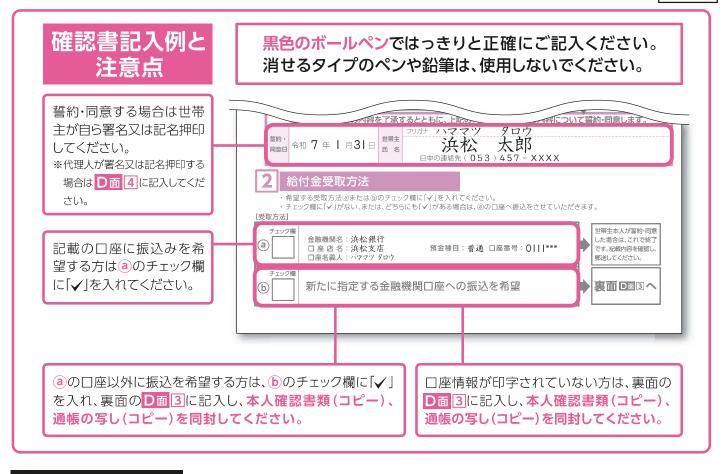
両方に当てはまる場合 署名又は記名押印してください。■ 上記の①及び② 私は、同封の案内の内容を了承するとともに、上記の①及び②の内容について誓約・同意します。 令和 *年**月**日 日中の連絡先(***)***-**

給付金受取方法

- ・希望する受取方法@または®のチェック欄に「✓」を入れてください。
- ・チェック欄に $[\checkmark]$ がない、または、どちらにも $[\checkmark]$ がある場合は、@の口座へ振込をさせていただきます。

[受取方法]





注意事項

- 1.本給付金は1世帯あたり1回の給付となります。
- 2. 他市で同様の給付金を受給された場合は、本給付金は受給できません。
- 3. 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいる場合は、本給付金を受給できません。
- 4. 本給付金は非課税扱いであり、差押えの対象外です。
- 5. 本給付金の支給を受ける権利は、譲渡または担保とすることはできません。
- 6. お1人世帯の方が、確認書を提出することなく亡くなられた場合には、給付金は受給できません。
- 7. 提出期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり、浜松市が定める提出期限までに必要な 修正がされない場合は、本給付金を辞退したものとみなし、給付金は受給できません。
- 8. 本給付金を受給された世帯の方が修正申告により令和6年度住民税所得割が課税になるなど、支給要件を 満たさなくなった場合は、本給付金を返還していただきます。
- 9.誓約・同意した内容が誤っている場合は、本給付金を返還していただきます。また、意図的に虚偽の記載を した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

合わせ

重点支援給付金 コールセンター

0120-034-053 関

午前8時30分~午後5時15分

音声ガイダンスが流れます。「1」番を押してください。

上記の電話は 外国語も対応しております。 Foreign languages are also available on the above phones. 上述手机还提供外语服务。

Línguas estrangeiras também estão disponíveis nos telefones acima.

お電話いただく際は… お問い合わせ番号

************ をお伝えください。



🧪 浜 松 市 役 所

令和6年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金確認書 記入について | C 面



令和6年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金確認書 Da

添付書類

・D面34の記入をした場合は、必要な添付書類を必ず確認して、同封してください。

受取方法(指定口座)	添付書類
世帯主本人の口座をD面3に記入した方	・世帯主の本人確認書類の写し(コピー) ・金融機関口座の通帳の写し(コピー)
<u>代理人</u> の□座を <mark>D面</mark> 3に記入した方	・世帯主の本人確認書類の写し(コピー) ・代理人の本人確認書類の写し(コピー) ・金融機関口座の通帳の写し(コピー) ・その他 D面 4 の表をご覧ください。

本人確認書類の写し(コピー)

○日本国籍を有する方の場合

※下記書類のうち、有効期限内のいずれか一点について、氏名・生年月日欄が記載された部分と変更が記載された部分

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- 健康保険証
- ・療育手帳
- ・パスポート
- 介護保険等の被保険者証
- ・年金手帳
- ・住民基本台帳カード(写真付)
- ・マイナンバーカード(写真付の面のみ)
- ※マイナンバーの通知カード(写真なし)は 使用できません。

○日本国籍を有しない方の場合

- ※下記書類のうち、有効期限内のいずれか一点
- 在留カード(表・裏)
- ・特別永住者証明証(写真付)

D面 3 で指定した金融機関口座

○ゆうちょ銀行の場合

・通帳見開きの写し(コピー) (振込用の「記号」「番号」がわかるページ)

金融機関口座の通帳の写し(コピー)

○ゆうちょ銀行以外の場合

- 以下のいずれかの写し(コピー) ・通帳見開きの写し(コピー)
- ・通帳がない口座の場合はキャッシュカードの写し(コピー)

静岡銀行など、見開きページに「金融機関名」「預金種目」 「口座名義人」「店番号」「口座番号」が印字されていない場合、 通帳表紙の写し(コピー)も合わせて同封してください。

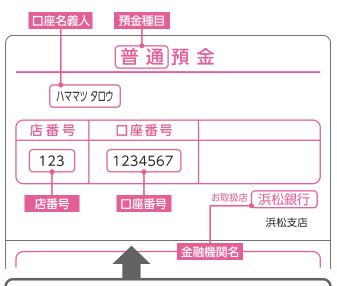
通帳の写し例(ゆうちょ銀行の場合)



【記号】【番号】がはっきりとわかるように コピーをとってください。

- ·本人確認書類、金融機関口座の通帳は、A4(縦)で コピーしてください。
- ・コピーした書類は、切り取らずにA4サイズのままで、 三つ折りないし四つ折にして申請書とともに返信用封筒 に入れ郵送してください。

通帳の写し例(ゆうちょ銀行以外の場合)



【金融機関名】【預金種目】【口座名義人】 【店番号】【口座番号】がはっきりわかるように コピーをとってください。

指定する金融機関口座

- ・金融機関口座を記入し、「金融機関口座の通帳の写し(コピー)・本人確認書類の写し(コピー)」を同封してください。
- ※ A面 [1] 「世帯主」以外の方の金融機関口座を記入した場合、必ず④に記入してください。
- ・金融機関の口座をお持ちでない方は、コールセンターまでお問い合せください。

金融機関名				預金種目	口座名義人(カタカナ)								
* * * * * * * * * * * * * * * * * *				(1.普通)(2.当座)	* *	* *	* * *	* * *	* * *	* * :	* * *	* *	
支店コード(店番号) ※ゆうちょ銀行以外	* *	k			口座番号 ※ゆうちょ銀行以外	*	*	*	*	*	*	*	
記号★ ※ゆうちょ銀行	* *	k *	*	*	番号★ ※ゆうちょ銀行	*	*	*	*	*	*	*	*

★ 左詰めでご記入ください。

A面 1 の代理人が誓約・同意・受領を行う場合

- ・下記に記入をしてください。世帯主の配偶者・親・子等であっても代理人となります。
- ・世帯主との関係が「その他」の場合は、カッコ内に関係をご記入ください。また、下表の添付書類を同封してください。



	▼							
	世帯主との関係							
	同一世帯	法定代理人	その他					
代理確認ができる方	・世帯主と同じ住民票に記載 されている方	・成年後見人 ・代理権付与の審判がなされた保佐人 ・代理権付与の審判がなされた補助人	・親族その他の日頃から世帯主 の身の回りを世話している方					
添付書類	・代理人の本人確認書類の写し (コピー) ・ 世帯主の本人確認書類の写し (コピー)	・成年後見人、保佐人、補助人の 登記事項証明書の写し(コピー)または 裁判所の証明書の写し(コピー) ・代理人の本人確認書類の写し(コピー) ・世帯主の本人確認書類の写し(コピー)	・代理人の本人確認書類の写し (コピー) ・日頃から世帯主の身の回りの世 話をしている方は、その旨の申 立書(様式は任意)または委任状 ・世帯主の本人確認書類の写し (コピー)					

「黒色のボールペン」ではっきりと正確にご記入ください。消せるタイプのペンや鉛筆は、使用しないでください。

Am 11 の代理人が誓約・同意・受領を行う場合

- ・下記に記入をしてください。世帯主の配偶者・親・子等であっても代理人となります。
- ・世帯主との関係が「その他」の場合は、カッコ内に関係をご記入ください。また、下表の添付書類を同封してください。



世帯主との関係が「その他」の場合、必ず続柄(妹・弟・長女・長男等)をご記入願います。